

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 文化課

不利益処分の内容	資料館の利用承認の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市歴史民俗資料館条例第8条
根拠条項	栃木市歴史民俗資料館条例第5条、第6条及び第7条
参考事項	なし
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年3月23日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 利用承認の取消し等 （栃木市歴史民俗資料館条例第8条）</p> <p>(1) 教育委員会は、利用者が次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は利用の停止をすることができる。</p> <p>ア 栃木市歴史民俗資料館条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>イ 利用目的以外に利用したとき。</p> <p>ウ 虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。</p> <p>エ 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 上記の規定により、利用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会はその責を負わない。</p> <p>2 利用承認の条件 （栃木市歴史民俗資料館条例第5条第2項）</p> <p>(1) 教育委員会は、資料館の利用の承認について管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。</p> <p>3 権利の譲渡等の禁止（栃木市歴史民俗資料館条例第7条）</p> <p>第5条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸又は担保に供する等の一切の行為をしてはならない。</p>